

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改正後 (R8.4.1)	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(提出する工事費内訳書の内容)</p> <p>第2条 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>次に掲げる経費を明示するものであること。</u></p> <p><u>ア 材料費</u></p> <p><u>イ 労務費</u></p> <p><u>ウ 健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費の事業主負担額</u></p> <p><u>エ 安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）</u></p> <p><u>オ 建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(工事費内訳書の確認)</p> <p>第3条 入札執行者および入札執行者が指定する積算担当者は、提出された工事費内訳書について、原則として<u>入札書受付締切日時以降開札前まで</u>に、次に掲げる事項を確認するものとする。ただし、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、開札後、落札候補者の入札参加資格の確認と併せて行うものとする。</p> <p>(1) 前条第1項各号に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 入札執行者は、落札候補者より提出された工事費内訳書について、前条第1項第3号ア、イ、エおよびオに掲げる経費が明示されていないときは、開札日から起算して2日以内（休日を除く。）に、当該経費を明示した工事費内訳書を提出するよう落札候補者に指示するものとする。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(提出する工事費内訳書の内容)</p> <p>第2条 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費を明示するものであること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(工事費内訳書の確認)</p> <p>第3条 入札執行者および入札執行者が指定する積算担当者は、提出された工事費内訳書について、原則として<u>開札を行う前</u>に、次に掲げる事項を確認するものとする。ただし、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、開札後、落札候補者の入札参加資格の確認と併せて行うものとする。</p> <p>(1) 前条第1項<u>第1号および第2号</u>に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改正後 (R8.4.1)	改正前
<p><u>4</u> (略)</p> <p>(入札の無効等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2</u> 次の各号のいずれかに該当する工事においては、提出された工事費内訳書に第2条第1項第3号ア、イ、エおよびオに掲げる経費が明示されていないことのみを理由としては、前項の規定にかかわらず入札を無効としない。</p> <p><u>(1) 設計額（消費税および地方消費税相当分を含む。）が1億円以上の、土木一式工事および建築一式工事を除く工事</u></p> <p><u>(2) 設計額が1億円未満の工事</u></p> <p><u>3</u> 入札執行者は、<u>第1項</u>の規定により入札を無効とした場合は、その旨を速やかに土木管理課長に報告するものとする。この場合において、土木管理課長は、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を検討するものとする。</p> <p><u>(労務費ダンピング調査の実施)</u></p> <p><u>第5条</u> 入札執行者および入札執行者が指定する積算担当者は、土木一式工事または建築一式工事であって設計額（消費税および地方消費税相当分を含む。）が1億円以上の工事において、提出された工事費内訳書に明示された直接工事費が、設計額（消費税および地方消費税相当分を除く。）に占める直接工事費の97/100（以下「一定水準」という。）以上であることを、原則として入札書受付締切日時以降開札前までに確認するものとする。ただし、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、開札後に落札候補者の入札参加資格の確認と併せて行うものとする。</p> <p><u>2</u> 入札執行者は、前項の確認の結果、落札候補者より提出された工事費内訳書に明示された直接工事費が一定水準を下回る場合、落札候補者に対し、理由書（様式第1号）の提出を求めるものとする。</p> <p><u>3</u> 入札執行者は、落札候補者から理由書の提出があったときは、速やかにこれを土木管理課長に送付するものとする。土木管理課長は、提出された理由書により、落札候補者より提出された工事費内訳書に明示された直接工事費が一定水準を下回ったことについて合理的な理由があるか確認するものとする。</p> <p><u>4</u> 土木管理課長は、前項の確認結果を入札執行者に通知（様式第2号）するとともに、合理的な理由があると認められない場合は、落札候補者に対する必要な改善を促した</p>	<p><u>3</u> (略)</p> <p>(入札の無効等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2</u> 入札執行者は、<u>前項</u>の規定により入札を無効とした場合は、その旨を速やかに土木管理課長に報告するものとする。この場合において、土木管理課長は、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を検討するものとする。</p>

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改正後 (R8.4.1)	改正前
<p><u>めの注意 (様式第3号) を行うよう入札執行者に指示するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要領は、令和8年4月1日 (次項において「施行日」という。) から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。</u></p>	

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改正後 (R8.4.1)	改正前
<p>(様式第1号)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(入札執行者) 様</p> <p>住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>理由書</p> <p>〇〇〇〇工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。</p> <p>(理由)</p>	

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改正後 (R8.4.1)	改正前
<p>(様式第2号)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(入札執行者) 様</p> <p style="text-align: right;">土木管理課長</p> <p style="text-align: center;">労務費ダンピング調査に基づく理由の確認結果通知</p> <p>〇〇〇〇工事について、工事費内訳書に明示された直接工事費が一定水準を下回った理由の確認結果は下記のとおりですので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合理的な理由があると認めます。 2 合理的な理由があると認められないため、落札候補者に対し必要な改善を促すための注意（様式第3号）を行ってください。 	

工事費内訳書提出要領（工事内訳書提出・確認） 新旧対照表

改正後 (R8.4.1)	改正前				
<p>(様式第3号)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">(入札執行者)</p> <p style="text-align: center;">労務費ダンピング調査の結果に基づく注意</p> <p>〇〇〇〇工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法および関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善するよう注意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="129 788 1012 975"> <tr> <td data-bbox="129 788 275 900">指摘事項</td> <td data-bbox="275 788 1012 900">工事費内訳書に記載された直接工事費が適正な賃金を支払うために不十分と思われたために、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 900 275 975">改善措置</td> <td data-bbox="275 900 1012 975">以降の入札においては、合理的な理由なく労務費を削減しないこと。</td> </tr> </table>	指摘事項	工事費内訳書に記載された直接工事費が適正な賃金を支払うために不十分と思われたために、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。	改善措置	以降の入札においては、合理的な理由なく労務費を削減しないこと。	
指摘事項	工事費内訳書に記載された直接工事費が適正な賃金を支払うために不十分と思われたために、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。				
改善措置	以降の入札においては、合理的な理由なく労務費を削減しないこと。				